

申立書記載例 1

本案の開示命令の申立てと提供命令の申立てとを一通の書面で行う場合の記載例

ただし、この記載例は、本案の開示命令の申立てにより開示を求める発信者情報に特定発信者情報（プロバイダ責任制限法5条1項柱書、同法施行規則3条）を含まない場合のものであり、あくまでサンプルとしての一例である。

(収入印紙)

発信者情報開示命令申立書兼提供命令申立書

令和〇年〇月〇日

東京地方裁判所民事第9部 御中

申立人手続代理人弁護士 甲 野 太 郎 印

当事者の表示 別紙当事者目録（略）記載のとおり

発信者情報開示命令申立事件

提供命令申立事件

申立ての趣旨

1 発信者情報開示命令の申立て

相手方は、申立人に対し、別紙発信者情報目録記載の情報を開示せよとの裁判を求める。

2 提供命令の申立て

別紙主文目録記載の裁判を求める。

申立ての原因

第1 当事者

1 申立人は、(略)である。

- 2 相手方¹は、特定の話題事項に対してコメントを投稿することのできる機能が付いたインターネットで閲覧可能なサイトである「〇〇」（以下「本件サイト」という。）を設置、運営し、そのシステムを管理する株式会社である（甲〇）。

第2 発信者情報開示命令の申立て²

1 侵害情報の流通

本件サイトには、氏名不詳者によって、別紙投稿記事目録記載の記事（以下「本件記事」という。）が投稿された（甲〇）。

2 開示関係役務提供者該当性

本件記事の投稿に係る情報は、相手方の用いる電気通信設備を通じて電気通信によって送信され、本件サイトにアクセスする不特定の者によって受信されることとなる。

したがって、相手方は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）5条1項柱書に規定する特定電気通信役務提供者（開示関係役務提供者）に当たる。

3 発信者情報の保有

相手方は、別紙発信者情報目録記載の情報を保有している。

4 プロバイダ責任制限法5条1項1号及び2号該当性

(1) 権利侵害の明白性

別紙権利侵害の説明記載のとおり

¹ いわゆるコンテンツプロバイダを相手方とする場合の記載例である。

² 本件は、特定発信者情報以外の発信者情報の開示を求める事案であるため、プロバイダ責任制限法5条1項3号の要件（補充性の要件）の主張立証は不要である。特定発信者情報の開示を求める場合には、補充性の要件の主張立証を要する。

(2) 開示を受けるべき正当な理由

(略)

5 小括

よって、申立人は、プロバイダ責任制限法 8 条、5 条 1 項に基づき、別紙発信者情報目録記載の情報の開示命令を求める。

第 3 提供命令の申立て³

別紙発信者情報目録記載 1 及び 2 の情報（いわゆるアクセスログの情報）の開示命令による開示を待っている間は、経由プロバイダにおけるアクセスログの保存期間を徒過し、上記アクセスログの情報を用いて本件記事の発信者を特定することができなくなるおそれがある。

よって、申立人は、プロバイダ責任制限法 15 条 1 項⁴に基づき、別紙申立ての趣旨目録記載の提供命令を求める。

附属書類

- 1 申立書写し 1 通
- 2 証拠説明書 1 通
- 3 甲号各証の写し 各 1 通
- 4 相手方の資格証明書 1 通
- 5 手続代理委任状 1 通

³ 本件は特定発信者情報の開示請求を含まないため、プロバイダ責任制限法 5 条 1 項 3 号の補充性の要件の主張疎明は不要である。

⁴ 本件と異なり、特定発信者情報の開示請求を含む場合には、上記注 3 の補充性の要件の主張疎明を要するほか、プロバイダ責任制限法 15 条 2 項の読み替えが生じることには注意する。

(別紙)

発信者情報目録⁵

- 1 別紙投稿記事目録記載の記事が投稿された際の I P アドレス
- 2 前項の I P アドレスを割り当てられた電気通信設備から相手方の用いる特定電気通信設備に上記記事に係る情報が送信された年月日及び時刻

⁵ この記載例は、侵害情報の送信に係る I P アドレスとタイムスタンプの開示命令を求める場合のものである。相手方の保有が見込まれるなどの事案に応じて、開示を求める発信者情報を検討することになる。

(別紙)

投稿記事目録⁶

閲覧用URL http://○○○

話題事項のタイトル ○○○

投稿番号 ○○○

投稿日時 ○○年○○月○○日○○時○○分

投稿内容 ○○○

⁶ 投稿記事を特定するため必要な要素は、相手方の運営するサイトごとに異なる。例えば、特定要素として投稿内容が不要なサイトもあれば、閲覧用URLに加えて投稿者URLをも要するサイトもある。

(別紙)

主文目録

- 1 相手方は、申立人に対し、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を書面又は電磁的方法により提供せよ。
 - イ 相手方が、別紙発信者情報目録記載の情報のうち相手方が保有するものにより、別紙投稿記事目録記載の情報に係る他の開示関係役務提供者（当該情報の発信者であると認められるものを除く。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）の特定をすることができる場合 当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報
 - ロ 相手方が、別紙発信者情報目録記載⁷の情報を保有していない場合又は保有する当該情報により上記イに規定する特定をすることができない場合 その旨
- 2 相手方が、前項の命令により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた申立人から、申立人が当該他の開示関係役務提供者に対して別紙投稿記事目録記載の情報についての発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、相手方は、当該他の開示関係役務提供者に対し、別紙発信者情報目録記載の情報⁸のうち相手方が保有するものを書面又は電磁的方法により提供せよ。

⁷ 主文目録1項ロの参照対象となる発信者情報は、開示命令の申立てに係る発信者情報のうち、プロバイダ責任制限法施行規則7条に定めるものに限ると解される（プロバイダ責任制限法15条1項1号ロ）。本件は同施行規則7条2号の場合に当たるので、同施行規則2条5号から7号まで及び14号に掲げる情報のうち、開示命令申立てに係るものを記載する。タイムスタンプ（同条8号）は除外すべきことに注意する。

⁸ 本件では問題とならないが、主文目録2項の対象となる情報は、同施行規則2条5号から14号までの情報に限られ、同条1号から4号までの情報は類型的に対象外となると解されることに注意する。

(別紙)

権利侵害の説明

次のとおり、本件記事の投稿によって申立人の名誉が侵害されたことが明らかである。

- 1 本件記事において言及されている〇〇が申立人を指していること（同定可能性）

(略)

- 2 本件記事の投稿により申立人の社会的評価が低下したこと

本件記事は、申立人が……との事実⁹を摘示するものであって、申立人が……であるとの印象を与えるから、申立人の社会的評価を低下させるものである。

具体的には… (略)

- 3 本件記事の投稿につき違法性阻却事由の存在をうかがわせる事情がないこと¹⁰

(略)

以上

⁹ 事実の摘示による名誉毀損と意見論評による名誉毀損とでは、判断枠組みが異なる。当該記事が、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人の事項を主張するもの（当該事項について事実の摘示をするもの）と理解されるか否かに留意し、事実の摘示と意見論評の主張とを区別する。

¹⁰ この要件は申立人が主張立証すべき事項である。